

〔昭和十五年六月〕

(表紙)
(注記一)

目次

(昭和一五、六、二五)
文官分限委員会ニ関スル調

一、文官分限委員会ニ附議セラレタル件数調
二、文官分限委員会ニ附セラレレ休職ト為リタル者ノ各人別休職理由書

(注記二)

三、文官分限委員会ニ於テ休職ヲ妥当ト認メタル理由

(一) 高等分限委員会ニ附セラレタル件数調
一、文官分限委員会ニ附議セラレタル件数調

各 庁	内 閣	枢 密 院	外 務 省	内 務 省	大 蔵 省	陸 軍 省	海 軍 省	司 法 省	文 部 省	農 林 省
昭和七年 (自九月)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和八年	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
昭和九年	1	1	1	1	1	1	1	1	5	1
昭和十年	1	1	1	(地方官)	1	1	1	1	1	1
昭和十一年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和十二年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和十三年	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
昭和十四年	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1
昭和十五年 (五月迄)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	1	1	1	2	1	1	1	1	9	1

(二) 普通分限委員会ニ附セラレタル件数

各庁(中央)	内閣	枢密院	外務省	内務省	大蔵省	陸軍省	海軍省	司法省	文部省	農林省	商工省
昭和七年 自九月											
昭和八年											
昭和九年											
昭和十年					—						
昭和十一年											
昭和十二年											
昭和十三年											
昭和十四年											
昭和十五年											
計					—						

計	衆議院事務局	貴族院事務局	行政裁判所	会計検査院	厚生省	拓務省	鉄道省	通信省	商工省
三							—		
五									
—									
—						(地方官) —			
三									
一三						—	—		

計	衆議院事務局	貴族院事務局	行政裁判所	会計検査院	厚生省	拓務省	鉄道省	通信省
1	1	1	1	1		1	1	1
2	1	1	1	1		1	1	2
1	1	1	1	1		1	1	1
3	1	1	1	1		1	1	2
2	1	1	1	1		1	1	1
2	1	1	1	1		1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	4
1	1	1	1	1	1	1	1	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1
14	1	1	1	1	1	1	1	11

二、高等官分限委員会ニ附セラレ休職ト為リタル者ノ各人別休

職理由書

目次

- 一、^(朱總) 休職ノ役
- 一、^(朱總) 京都帝国大学教授(勅任) 瀧川幸辰休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件
- 一、^(朱總) 休職ノ件

一、東京帝国大学教授(勅任) 河合築治郎休職ノ件

一、同(勅任) 土方成美休職ノ件

一、^(朱總) 休職ノ件

(中略 ※国立公文書館において公開保留)

京都帝国大学教授(勅任) 瀧川幸辰休職ノ件理由

京都帝国大学教授 瀧川 幸辰

明治二十四年二月二十四日生

右者大正七年九月京都帝国大学助教授ニ任ゼラレ同八年八月刑
 法刑事訴訟法講座ヲ担任シ同十三年四月教授ニ陞任引続キ上掲
 ノ講座ヲ担任シ以テ今日ニ至レルガ本人ノ思想ハ漸次左傾シ教
 壇ヨリ学生ニ対シテ之ヲ忌憚ナク講述スルト共ニ極メテ過激ナ
 ル内容ヲ有シ為ニ発売頒布ヲ禁止セララルガ如キ著書ヲ公刊シ

テ憚ラザルニ至レリ本人ノ学説及著書ノ内容別紙(略)ノ如シ
 近時過激ナル思想ノ伝播力殊ニ学生生徒並一般知識階級ニ於ケ
 ル伝播力ハ頗ル旺盛ニシテ其憂慮スベキ状態トナリ之ガ防止ニ
 就テハ国ヲ挙ゲテ努力シツツアル所ナリ京都帝国大学ニ就テ之
 ヲ觀ルモ所謂京大事件以来引続各種ノ左傾事件ヲ惹起シ其ノ事
 件数被処分学生数、被起訴者数極メテ多数ニ上リ大学トシテハ
 之ガ防止善導ニ極力努力セザルベカラザル緊切ノ状況ニアリ元
 来大学教授タル者ハ大学令ニ示サレタルガ如ク人格ノ陶冶及国
 家思想ノ涵養ニ留意スベキ義務ヲ有スルモノニシテ若シ是等ノ
 義務ニ相反スルガ如キ思想ヲ懷キ之ヲ教授シ發表スルガ如キコ
 トアラバ大学教授ノ地位ト相両立シ得ザル所ニシテ大学教授ト
 シテノ地位ヨリ之ヲ排除セザルベカラズ然ルニ本人ガ前述セル
 如キ過激ナル思想ヲ懷抱シ且ツ之ヲ發表シ教授スルニ至リテハ
 到底看過スベカラザルモノアリ此侷在職セシムルコトハ教育上
 支障頗ル大ナルヲ以テ休職ヲ命ズルノ必要アリト認ムルニ由ル

(後略 ※国立公文書館において公開保留)

(注記1)

「極秘」

(注記2)

「七十四」(簿冊内件名番号)

【文官高等分限委員会関係書類 四】
 2A, 36, 750